

令和4年

第4回日向市議会(定例会)議案

8月26日

日向市

も く ろ く

議案第65号	教育長の任命について……………	1
議案第66号	教育委員会委員の任命について……………	2
議案第67号	公平委員会委員の選任について……………	3
議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	4
議案第69号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	5
議案第70号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	6
議案第71号	日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第72号	日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第73号	日向市手数料条例の一部を改正する条例……………	16
議案第74号	財産の取得について……………	25
議案第75号	財産の取得について……………	26
議案第76号	財産の取得について……………	27
議案第77号	町の区域及び名称の変更について……………	28
議案第78号	令和4年度日向市一般会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案第79号	令和4年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第80号	令和4年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊
議案第81号	令和4年度日向市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊

教育委員会委員の任命について

日向市教育委員会委員に次の者を任命したい。

氏 名	生年月日	住 所
児 玉 広 美	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したい。

氏名	生年月日	住所
見玉のり子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

令和4年8月26日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する<u>非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合には、2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合には当該子が2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p>

の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ア) その養育する子が1歳に達する日 (以下「1歳到達日」という。)
(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場
合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1
歳到達日後である場合)にあっては、当該末日とされた日。以下こ
の(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員
であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達
日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
もの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして
いる場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後
引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る
子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を
育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に
特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子につ
いて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が
当該子の1歳到達日 (当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる
場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) [略]

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に
掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる

に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達日

場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

工 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）において当該子の1歳到達日（当該子の1歳到達日とされた日）において、当該末日とされた日）において育児休業を
している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ [略]

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

エ [略]

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合又は、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の未

日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) [略]

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5)・(6) [略]

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条

(1)・(2) [略]

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したことが、当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6)・(7) [略]

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

<p><u>例で定める期間</u></p>	<p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>
<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1)～(5) [略]</p>
<p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p>	<p>(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p>
<p>(7) [略]</p>	<p>(7) [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年8月26日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p>

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者を支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭。次条において「単価の限度額」という。）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の日向市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下この条において「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料	事務	金額		手数料	事務	金額	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
29 仮設建築物建築等許可申請手数料	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]		29 仮設建築物建築等許可申請手数料	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	[略]	
30 1年を超えて使用する特別のある仮設興行場等建築等	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等と	[略]		30 1年を超えて使用する特別のある仮設興行場等建築等	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請又は同法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等と	[略]	

許可申請 手数料	して使用する場合の許 可の申請に対する審査	して使用する場合の許 可の申請に対する審査
[略]	[略]	[略]
51 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項から52の2の項までにおいて「確認書」という。）又はその写しの提出がある場合
51の2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	長期優良住宅法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	<p>[略]</p> <p>確認書若しくは住宅に係る住宅性能評価書又はこれら^の写しの提出する金額</p>

敷料

がある場合

(1) 1戸 建築物1棟につき 19,000円
(2) 1戸を超え5戸以下 建築物1棟につき 33,000円
(3) 5戸を超え10戸以下 建築物1棟につき 53,000円
(4) 10戸を超え25戸以下 建築物1棟につき 88,000円
(5) 25戸を超え50戸以下 建築物1棟につき 141,000円
(6) 50戸を超え100戸以下 建築物1棟につき 215,000円
(7) 100戸を超え200戸以下 建築物1棟につき 364,000円
(8) 200戸を超え300戸以下 建築物1棟につき 461,000円
(9) 300戸超 建築物1棟 につき523,000円

確認書若し
次の各号に掲げる認定申請に
係る住宅がその全部又は一部

<p>能評価書又はこれら 写しの提出 がない場合</p>	<p>をなす建築物の住宅の戸数の 区分に応じ、当該各号に定め る金額</p> <p>(1) 1戸 建築物1棟につ き <u>71,000円</u></p> <p>(2) 1戸を超え5戸以下 建築物1棟につき <u>166,000円</u></p> <p>(3) 5戸を超え10戸以下 建築物1棟につき <u>264,000円</u></p> <p>(4) 10戸を超え25戸以下 建築物1棟につき <u>522,000円</u></p> <p>(5) 25戸を超え50戸以下 建築物1棟につき <u>936,000円</u></p> <p>(6) 50戸を超え100戸以下 建築物1棟につき <u>1,611,000円</u></p> <p>(7) 100戸を超え200戸以下 建築物1棟につき <u>2,982,000円</u></p> <p>(8) 200戸を超え300戸以下 建築物1棟につき <u>4,266,000円</u></p> <p>(9) 300戸超 建築物1棟</p>
--------------------------------------	--

52	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる基準に係る変更がある場合の加算額	[略]	につき5,230,000円
52の2	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査	次の各号に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数を区分に応じ、当該各号に定める金額	(1) 1戸建築物1棟につき 9,000円 (2) 1戸を超え5戸以下建築物1棟につき 17,000円 (3) 5戸を超え10戸以下建築物1棟につき 31,000円 (4) 10戸を超え25戸以下建築物1棟につき 44,000円

(5) 25戸を超え50戸以下	建築物1棟につき	82,000円																								
(6) 50戸を超え100戸以下	建築物1棟につき	142,000円																								
(7) 100戸を超え200戸以下	建築物1棟につき	233,000円																								
(8) 200戸を超え300戸以下	建築物1棟につき	287,000円																								
(9) 300戸超 建築物1棟	につき	306,000円																								
長期優良住	次の各号に掲げる認定申請に	係る住宅がその全部又は一部	をなす建築物の住宅の戸数の	区分に応じ、当該各号に定め	る金額	(1) 1戸 建築物1棟につ	き	52,000円	(2) 1戸を超え5戸以下	建築物1棟につき	133,000円	(3) 5戸を超え10戸以下	建築物1棟につき	211,000円												
宅法第6条	第1項第1	号に掲げる	基準に係る	変更がある	場合(確認	書若しくは	住宅性能評	価書又はこ	れらの写し	の提出があ	る場合を除															

く。)の加	
算額	
(4) 10戸を超え25戸以下	
建築物1棟につき	
434,000円	
(5) 25戸を超え50戸以下	
建築物1棟につき	
795,000円	
(6) 50戸を超え100戸以下	
建築物1棟につき	
1,396,000円	
(7) 100戸を超え200戸以下	
建築物1棟につき	
2,618,000円	
(8) 200戸を超え300戸以下	
建築物1棟につき	
3,805,000円	
(9) 300戸超 建築物1棟	
につき4,707,000円	
長期優良住	次の各号に掲げる認定申請に
宅法第6条	係る住宅がその全部又は一部
第1項第2	をなす建築物の住宅の戸数の
号又は第7	区分に応じ、当該各号に定め
号に掲げる	る金額
基準に係る	(1) 1戸 建築物1棟につ
変更がある	き9,000円
場合の加算	(2) 1戸を超え5戸以下
額	建築物1棟につき
	14,000円

<p>(3) 5戸を超え10戸以下 建築物1棟につき 22,000円</p> <p>(4) 10戸を超え25戸以下 建築物1棟につき 43,000円</p> <p>(5) 25戸を超え50戸以下 建築物1棟につき 57,000円</p> <p>(6) 50戸を超え100戸以下 建築物1棟につき 72,000円</p> <p>(7) 100戸を超え200戸以下 建築物1棟につき 129,000円</p> <p>(8) 200戸を超え300戸以下 建築物1棟につき 172,000円</p> <p>(9) 300戸超 建築物1棟 につき215,000円</p>			[略]	[略]
54 [略]	54 [略]	<p>長期優良住宅法第10条 の規定に基づく長期優 良住宅維持保全計画の 認定を受けた者の地位 の承継の承認の申請に 受</p>	<p>54の2 長期優良住宅維持保全計画の認定を受</p>	<p>1/件につき6,000円</p>

<p>[略]</p>	<p>けた者の 地位の承 継の承認 申請手数 料</p>	<p>対する審査</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>	
<p>1～10 [略]</p>	<p>1～10 [略]</p>	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年8月26日 提出
日向市長 十屋 幸平

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|--|
| 1 購入物品 | 高規格救急自動車（救急東郷） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 31,739,400円 |
| 4 購入先 | 宮崎市花ヶ島町屋形町1179番地
宮崎日産自動車株式会社
代表取締役 松田 安典 |

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|---|
| 1 購入物品 | 高規格救急自動車（救急南） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 30,635,000円 |
| 4 購入先 | 宮崎市大字芳士字谷口692番地17
宮崎トヨタ自動車株式会社
代表取締役 佐土嶋 恒夫 |

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

財産の取得について

次のとおり、物品を購入する。

- | | |
|---------|---|
| 1 購入物品 | 消防ポンプ自動車（CD-1型） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 購入価格 | 21,780,000円 |
| 4 購入先 | 宮崎市江平中町1番地8
宮崎ラビットポンプ有限会社
代表取締役社長 関 圭一朗 |

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、日向市内の町の区域及び名称を次のとおり変更する。

1 日向市本町に編入する区域

町	地番
上町	111の一部、123の一部、124の一部、124の1の一部、7983の一部、9180の3の一部、9180の4、9180の7の一部、9180の14の一部、9180の21の一部、9180の22の一部、9181のホカの1の一部、9181のホカの2の一部、9181のホカの5の一部、9196の2の一部、9196の4、9196の5の一部
原町一丁目	13の一部、76の10の一部、7993の2から7993の4、7995の1の一部、7996の2の一部、7996の3、7997の2の一部、9171の1の一部、9172の1、9172の2の一部、9172の6、9177の1の一部、9177の2、9177の4、9177の7の一部、9177の9の一部、9177の10の一部
大字日知屋 字蛭子ノ脇	9192の3の一部、9192の8の一部、9196の9、9197の6の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

2 日向市都町に編入する区域

町	地番
上町	7の一部、7の1の一部、8、8の1、16の1の一部、16の2の一部、10738の8の一部、10738の13の一部
大字日知屋 字中原	10747の2の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

3 日向市高砂町に編入する区域

町	地番
原町一丁目	7997の2の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

4 日向市鶴町一丁目に編入する区域

町	地番
原町一丁目	2の1の一部
向江町一丁目	177の8の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

5 日向市上町一丁目に設定する区域

町	地番
上町	1、2の1から2の5、3、3の1から3の4、4、5の1から5の4、6、7の一部、7の1の一部、16の1の一部、16の2の一部、17、18、19の1、19の2、20の1から20の3、21、22、22の1、23から26、26の1、111の一部、112から114、114の1、115、115の1、115の2、116、117の1から117の3、118の1、118の2、119の1から119の3、120、121の1、121の2、122の1から122の3、123の一部、124の一部、124の1の一部、124の2、7919の1、7919の2、7920の1、7920の2、7921、7921の1、7923、7924、7924の1、7925、7925の1、7981、7981の1、7982、7983の一部、9180の1、9180の3の一部、9180の5、9180の6、9180の7の一部、9180の8、9180の9、9180の11、9180の14の一部、9180の21の一部、9180の22の一部、9180の23、9180の29、9180の32、9180の33、9181のホカの1の一部、9181のホカの2の一部、9181のホカの4、9181のホカの5の一部、9184の1、9184の2、9185の2、9185の3、9186の1から9186の8、9186の10、9186の13、9186の16、9186の26から9186の34、9189の1から9189の14、9190の2、9190の5から9190の8、9196の2の一部、9196の5の一部、10736の2の一部、10736の10から10736の19、10737の1の一部、10737の3の一部、10738の1の一部、10738の3の一部、10738の6の一部、10738の9の一部、10738の11から10738の13の各一部、10738の14、10738の15、10739の1から10739の13、10739の15、10739の17から10739の22、10740の3、10740の5、10740の7から10740の13、10740の17から10740の20、10740の25から10740の33、10740の35から10740の41、10741の13、10741の16、10741の17、10741の21から10741の24、10741の26、10741の28、10741の30、10741の32、10741の34、10742の1から10742の3、10743、10743の1から10743の3、10743の6から10743の9
都町	10712の13の一部、10713の3の一部、10713の7の一部、10714の3の一部、10714の10から10714の13の各一部、10734の2の一部、10734の3の一部、10749の一部
原町一丁目	1の一部、2の2の一部、12の1から12の3の各一部、13の一部
鶴町一丁目	68の一部、68の1の一部、68の2の一部、76の8の一部

大字日知屋 字蛭子ノ脇	9191の2、9191の8、9191の9、9192の2、9192の3の一部、9192の4、9192の7、9192の8の一部、9193の1、9193の3、9194の5、9201の3の一部
大字日知屋 字亀堀上	10712の3の一部、10712の10の一部
大字日知屋 字中原	10714の6から10714の8の各一部、10714の9、10714の12から10714の14の各一部、10727の1から10727の3、10727の5から10727の8、10727の9の一部、10727の10から10727の17、10728の1の一部、10734の3の一部、10748の2の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

6 日向市都町一丁目に設定する区域

町	地番
上町	10736の1、10736の2の一部、10736の6から10736の9、10737の1の一部、10737の3の一部、10738の1の一部、10738の3の一部、10738の6の一部、10738の8の一部、10738の9の一部、10738の11から10738の13の各一部、10755の5から10755の14、10767の2から10767の4
都町	10712の7、10712の12、10712の13の一部、10712の14、10712の15、10713の3の一部、10713の4から10713の6、10713の8、10714の3の一部、10714の10から10714の12の各一部、10714の14、10734の1、10734の2の一部、10734の3の一部、10749の一部、10749の4、10749の6から10749の8、10749の9の一部、10749の10、10750の1、10750の2、10751の1、10751の2、10752の1、10752の2、10752の4、10753の1、10753の2の一部、10753の4、10754の2の一部、10754の4から10754の10の各一部、10755の2、10755の7、10755の8、10755の9の一部、10755の10、10755の11、10755の15、10755の16、10756の5、10756の6
鶴町一丁目	76の1の一部
大字日知屋 字亀堀上	10705の2、10708の2、10709、10710の2、10711の2の一部、10711の4の一部、10712の3の一部、10712の8、10712の10の一部、10712の11
大字日知屋 字中原	10712の6、10712の7の一部、10712の9、10712の12の一部、10712の13、10714の6から10714の8の各一部、10714の10の一部、10714の11、10714の13の一部、10714の15、10728の1の一部、10734の3の一部、10747の2の一部、10747の4、10748の2の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

7 日向市原町に設定する区域

町	地番
原町一丁目	2の1の一部、2の2の一部、3の一部、4の一部、5、6、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1から8の3、9、10、10の1、11、11の1、11の2、12の1から12の3の各一部、13の一部、13の1、76の7、76の10の一部、7995の1の一部、7996の2の一部、7997の2の一部、9152の1、9152の3、9152の4、9153の2、9155の2、9167の1、9167の2、9167の4から9167の6、9169の1、9170の1、9171の1の一部、9172の2の一部、9172の5、9177の1の一部、9177の7の一部、9177の9の一部、9177の10の一部
高砂町	226の4、230の30の一部
大字日知屋 字蛭子ノ脇	9192の8の一部、9197の6の一部、9201の3の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

8 日向市鶴町に設定する区域

町	地番
都町	10713の7の一部、10714の13の一部
原町一丁目	1の一部、2の1の一部、2の2の一部
鶴町一丁目	1の1から1の6、2から7、9から11、12の一部、12の1、12の2、13、14、14の1から14の3、15、16の1、16の2の一部、16の3の一部、17の1から17の3の各一部、18から20の各一部、21から26、68の一部、68の1の一部、68の2の一部、69、70、71の1、71の2の一部、74の一部、76の1の一部、76の2、76の8の一部
向江町一丁目	177の8の一部、217の11
大字日知屋 字亀堀上	10711の2の一部、10711の4の一部、10712の10の一部
大字日知屋 字中原	10712の7の一部、10712の12の一部、10714の12の一部、 10714の14の一部、10727の9の一部
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	

上記地番は、令和4年5月20日現在の登記簿による。

令和4年8月26日 提出

日向市長 十 屋 幸 平